

始良市

総合評価方式（特別簡易型）試行

ガイドライン



始良市 工事監査課

（平成 29 年 3 月）

1	はじめに	1
1-1	「総合評価方式（特別簡易型）」とは	1
1-2	試行における効果	1
2	試行の手順	1（別紙1）
3	特別簡易型における審査・評価	2
3-1	技術資料の提出要請	2
3-2	評価項目、加算点及び評価基準	2
4	総合評価による落札者の決定	3
4-1	評価値の算出方法（除算方式）	3
4-2	加算点の設定	3
5	その他の留意事項	4
5-1	評価内容の担保	4
5-2	情報公開	4・5
6	別紙1（試行の手順）	

別冊 Q&A

1 はじめに

近年、公共投資が減少している中、公共事業は価格競争が激化し、極端な低価格による入札やくじ引きによる落札者決定が急増しており、これにより、技術的能力が高くない不良・不適格な業者等が施工し、公共工事の品質の低下を招いていることが問題となっている。

そのため、発注者には価格と品質が総合的に優れた調達への転換が求められており、他方、建設業界においても、技術と経営に優れた企業が伸びていける競争環境を実現することが求められている。

これらを踏まえて、本市では、価格だけではなく、企業の技術力や経営力を総合的に評価し落札者を決定する「総合評価方式（特別簡易型）」の試行導入を行うこととする。

1-1 「総合評価方式（特別簡易型）」とは

技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事において、簡易な施工計画を要件とせず、表彰実績や工事成績等を評価し、価格と技術の両面から最も優れた者を落札者とする方式である。

1-2 試行における効果

- ①価格と品質が総合的に優れた調達が可能である。
- ②ダンピングの防止、不良・不適格業者の排除が可能である。
- ③建設業者の技術力向上に対する意欲を高め、建設業者の育成貢献に資する。
- ④価格と品質の二つの基準で業者を選定することから、談合防止に一定の効果が期待できる。
- ⑤総合評価方式の活用により、地域の建設業者の役割をより詳細に評価することが可能である。

2 試行の手順

試行する場合の手順は、別紙1のとおりとする。

3 特別簡易型における審査・評価

3-1 技術資料の提出要請（※第7条・第8条関係）

条件付一般競争入札において、技術資料の提出を公告等により要請するにあたり明示すべき事項は、次のとおりである。

- ①総合評価方式による入札であること
- ②技術資料等の内容及び提出期限
 - ・技術資料の作成について
 - ・技術資料及び申請書等の配布場所について
 - ・技術資料の提出について
(方法・部数・受付期間・受付時間・受付場所等)
 - ・評価項目の工種について
- ③評価基準に関する事項
 - ・評価項目及び評価基準
 - ・評価値の算出方法
- ④総合評価方式入札結果に対する疑義照会に関する事項
- ⑤評価内容の担保に関する事項
- ⑥その他総合評価方式に関する事項
 - ・入札無効
 - ・落札者の決定

3-2 評価項目、加算点及び評価基準（※第6条関係）

- ①評価項目、加算点及び評価基準は別で定めるものとする。
- ②評価項目における留意点
 - ・配置予定技術者が1人に特定できない場合、資格等の要件を満たす複数の候補者を配置予定技術者とすることができる。その場合、審査については、各候補者のうち評価が最も低い者で評価する。
 - ・地域貢献の実績は、会社としての実績とする。

4 総合評価による落札者の決定（※第6条関係）

入札価格が予定価格の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって入札した者で、評価値が最も高い者を落札者とする。

なお、評価値の最も高い者が2名以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

4-1 評価値の算出方法（除算方式）

技術資料を提出した者に対して標準点（100点）を与え、さらに各評価項目について基準に従って評価を行い、加算点を加えたものを技術評価点とし、技術評価点を入札価格で除した値を評価値とする。

$$\begin{aligned} \text{評価値} &= \text{技術評価点} / \text{入札価格} \times \text{定数} \\ &= (\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{入札価格} \times \text{定数} (100,000,000) \\ &= \text{※小数第4位まで (小数第5位四捨五入)} \end{aligned}$$

標準点：技術資料を提出し、入札に参加した者全てに与えられる点数（100点）

加算点：入札参加希望者から提出された技術資料を評価し、点数化したもの

4-2 加算点の設定

加算点は次のとおりとする。

総合評価方式（特別簡易型）

- ①土木一式：10点
- ②舗装：10点

5 その他の留意事項

5-1 評価内容の担保（※第11条関係）

提出された技術資料のうち落札者決定に反映された事項について、その履行を担保するための措置及び履行できなかった場合の措置について、あらかじめ取り決めておくものとする。

工事成績評定を減点対象とすることができるものとする。

ただし、天災等やむを得ない事情による場合はこの限りでない。

5-2 情報公開

①入札公告等への明記（※第8条関係）

手続きの透明性・公平性を確保するため、入札公告等において、以下の事項を明記する。

- ・総合評価方式による入札であること。
- ・技術資料の内容及び提出期限
- ・決定基準に関する事項
- ・総合評価方式入札結果に対する疑義照会に関する事項
- ・評価内容の担保に関する事項
- ・その他総合評価方式に関する事項

②総合評価結果の公表（※第9条関係）

落札者が決定した場合は、速やかに以下の事項を閲覧により公表する。

- ・入札参加者名
- ・各入札参加者の技術評価点
- ・各入札参加者の入札価格
- ・各入札参加者の技術評価点内訳
（「企業の施工能力」、「配置予定技術者の能力」、「地域貢献度」の大きな項目ごとの点数）

③疑義照会への対応（※第 10 条関係）

入札参加者は、入札結果を通知された日から起算して7日（当該期間に市の休日が含まれるときは、当該市の休日を除く）以内に、自らの技術評価点について書面により疑義照会を行うことができる。

入札参加者から、自らの技術評価点（公表した技術評価点内訳の更に詳細な点数）について書面により疑義照会があった場合は契約担当者は、照会者のみの詳細な技術評価点内訳を書面により回答する。